

令和7年度南相木村物価高騰対策支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面する住民に対し、臨時的な措置として実施する令和7年度の物価高騰対策支援金支給事業（以下「支援金支給事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 南相木村物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、前条の目的を達成するために、南相木村（以下「村」という。）によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、村の住民基本台帳に登録されている者のうち、75歳以上の者とする。

(支給額)

第4条 支給対象者に支給する支援金は、1人あたり2万円とする。

(支給の方法等)

第5条 村は、支給対象者に対し、口座振替による方法で支給するものとする。

2 前項の規定による支給が困難であると村長が認めた場合は、その他の方法により支給することができる。

(支給等に関する周知等)

第6条 村長は、支援金支給事業の実施にあたり、支給対象者の要件、支給日等について、広報その他の方法による住民への周知を行なう。

(補則)

第7条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。